



# 荒れ野に花を SJSだより

## 厚生労働省 総合機構 救済申請件増に対応

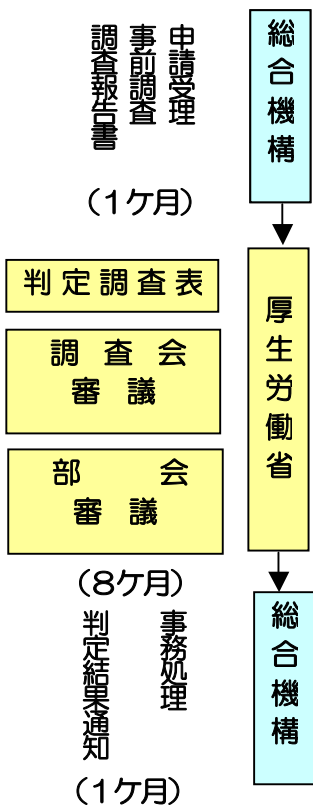
### ―― 滞り案件解消に改善策 ――

厚生労働省が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」）は、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被害連）およびSJS患者会を対象に、2月7日総合機構第4会議室において「副作用被害判定業務の改善方策について」と題して救済判定の迅速化への改善方策を説明し、被害者側からの質問に回答した。

厚生労働省からは、医薬品副作用安全対策課、平山課長以下数名と医薬品副作用被害対策室、小出室長以下数名ならびに総合機構からは、福田上席審議役、永堀部長以下初めて担当専門職員全員が出席され、被害者救済認定システムの改善に対する積極的な取り組み姿勢がうかがわれた。

### 厚生労働省側の改善策の要旨

- （1）改善の必要性
  - ◎ 救済申請件数は、平成14年度には11年度の2倍近い703件と激増し、判定に要する処理期間が平成13年度には8.1ヶ月だったものが平成15年度には10.9ヶ月となり、滞留件数が平成15年度末には820件にまで増えつつあり、大規模な現行体制を改善する必要性が叫びました。
  - ◎ 申請件数の大幅増加は、副作用発症要因などに特別な要因はなく、副作用認識が浸透してきたのが大きな要因であり、これには周知徹底の広報活動も後押しした材料だと思われる。
  - （2）改善方法の具体策
    - ◎ 現在の平均回復期間が、ほぼ10ヶ月になっている原因は、図のようである。



◎ 厚生労働省側への審議を部会（20名以内）審議のみとし、現行1部会を2部会にする。

◎ 「総合機構」における事前調査、専門家協議を補強拡大する。このうち、部会での判定審議の迅速化に資する。（「総合機構」法第24条）また、専門家意見を聴取し、専門家の意見を付した判定に必要な資料を取揃えて部会に回付し、判定事務の迅速化を図る権限が与えられること。

◎ 部会の審議は、救済制度に活語の深い専門家（医師・薬剤師・法学専門家など）、JANET領域毎の専門的な審議を依頼すること。部会の年間開催頻度を、従来の回だったものを80回に引き上げ、審議委員の境界の第一線の専門家に関する関係上、1人以上の開催を2人以上に増加させる。現時点では80回が限度である。

◎ 「総合機構」の専門「家協議（WG）」を、現行80回の「回」に、現在10名程度の担当職員を10名の増員を要する専門家、技術委員の関与の領域の申請比率に近づけて集約化。

◎ 申請から回復までの所用期間の目標を6ヶ月とする。しかし現行制度より2ヶ月以上短縮されることになる。なお本改善策は平成17年10月を目途に実施する。

### 主要な質疑（Q）と回答（A）

Q 資料上での判定の際の議決はどのように判断されていますか

A ゼロ（無関係なもの）と四（確定的なもの）との間のものは専門的知識で判定していただくものですが、現場感覚から離れた判定はしません。

Q 判定調査表作成の際に被害者や家族の意向は、医療機関の面接記録からどのように伺っていますか

A 最初の提出調査表と再提出された調査表と種々のヒアリングが事実がわかるようになります。被害者側とのやり取りは必ずしも被害者側からです。

この段階で被害者や家族の意向は、調査員がJANET領域の専門家や専門家と直接かかわることで、思ったりも感じたりして、被害者の意向を汲み取り、被害者側から伺っています。また、JANET領域の専門家から伺った被害者側からの、被害者側から伺っています。

# 国会議員への陳情行動

自民党厚生労働部会

衆議院 田村 憲久議員

SJSS患者会 湯浅代表並びに励ます会 中小路代表よりのSJSの症状の特徴と後遺症の悲惨さについて訴えた。

## 田村議員談

「発疹が出て24時間どころなケロイド状になるので、眼にも入るんですね。爪がはがれて再生しない人もいますですね。厚生省への副作用報告が義務化されてきたのですから、これが活かされるように働きかけますね」

「井だのSJSを熟知していない医師がいて重症化することから早く周知徹底させることが急務ですね。本来医師や薬剤師が事前に説明すべきことですね。飲む側も病気を治すことについて服用するのだから副作用のこともちゃんと認識する必要がありますね」

「救済申請には医師の投薬、処置経過とか、市販薬品名の証拠品がないと、現実SJSの症状が認知されても申請が却下されるのですか？ なせ薬品名が不可欠ポイントなのですか？ これは賦課金を負担する製薬メーカーを説得する裏づけに必要だということかも知れませんが、この問題を解決するために公費で補うとなれば、他の分野との関係など障壁が沢山ありますね」

等、細かい点について質問もあり、今後力になっていただければと確信して帰途についた。



民主党 参議院

山本 孝史、谷 博之、辻 泰弘 二議員

まず「総合機構」救済業務委員会と「医薬品」による被害実態調査検討会」と二つの機関の委員で、被害者代表の一人として湯浅代表が加えられたようを報告。

早速、昭和55年以前発症患者の実態調査への「協力」に対する「謝金」システムは具体的に進んでいるのか、と心配したとき、

「民主党は、坂口前大臣の意向がどのようになり続けられているのかを検証していくのも国会の役目だし考えます」と激励を受けた。

また、「現行法での救済を改善していく上での問題点、それを解決していく具体的な施策を研究・追求していくことも重要ですし、特に、患者さんが困っていることや、それをどうしてほしいのかを、具体的にアピールすることが」と要請を受けた。



# 平成十七年度 SJSS患者会総会を新しい気持ちで迎えよう

平成十七年度のSJSS患者会総会が、来る5月28日(土)午後1時より、東京「住友新橋ビル」で開催されることになった。今回は大阪大学眼科講師 西田幸一先生の講演が予定されている。

患者会と励ます会が、この一年間、国会への陳情行動など一体となって活動した。合同会議も定例化され、殆ど目の不自由な副会長の小松さんは、毎度ヘルパーさんをお願いしながらの参加であった。新体制をもって、これまで曖昧であった会員登録についても再確認を行い、新しいスタートを切るようになった。これからは、会員が会員としての自覚を持ち、皆で一人一人を大切にしていこうと決意を固めている。

前回の合同会議では、この度の総会には昨年に倍した人数で迎えようという話し合われ、泊まれる人にはゆづり懇親会を、この企画もある。励ます会としても、遠く北から南から出てみる患者さんの負担を、できる限り減らすため支援しようという動きだとしている。

**平成十七年度 SJSS患者会総会**

日時 5月28日(土) 13時～16時半

場所 東京新橋「住友新橋ビル」

講演 大阪大学病態眼科講師 西田 幸一氏による「口の粘膜から角膜再生 視力回復について」

総会のおて観覧券  
北から南から患者さんが集まります。賛同者の方々もぜひご参加ください。

< 地図 >

JR 新橋駅より  
徒歩5分  
地下鉄銀座線  
新橋駅 ①出口  
より徒歩2分

**住友新橋ビル**  
港区新橋 1-8-3  
TEL 03-3572-1573

